様式第４（第４条第４項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～32　略］		
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の３第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の３第１項第２号に掲げるもの	
［34・35　略］		

［注１～６　略］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

８　ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の３第１項第１号イに掲げるもの」又は「第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

［９・10　略］

様式第６（第７条、第９条第３項及び第４項、第40条の17関係）

［略］

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第５項（第16条第３項）（及び第122条第５項）の規定により、届け出ます。

［表略］

［注　略］

様式第７（第８条第１項関係）

［略］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第７の２（第８条第２項第１号関係）

［略］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項及び第122条第２項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第４（第４条第４項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～32　同左］		
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の２第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の２第１項第２号に掲げるもの	
［34・35　同左］		

［注１～６　同左］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

８　ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の２第１項第１号イに掲げるもの」又は「第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

［９・10　同左］

様式第６（第７条、第９条第３項及び第４項、第40条の17関係）

［同左］

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第４項（第16条第２項）（及び第122条第５項）の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注　同左］

様式第７（第８条第１項関係）

［同左］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第４項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第７の２（第８条第２項第１号関係）

［同左］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第４項及び第122条第２項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］